

摂 津 市 議 会

民生常任委員会記録

令和7年6月13日

摂 津 市 議 会

目 次

民生常任委員会

6月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
請願第2号の審査-----	2
趣旨説明（請願者A、請願者B、請願者C）	
質疑（水谷毅委員、増永和起委員、香川良平委員、光好博幸委員）	
採決-----	11
市長挨拶	
議案第40号所管分の審査-----	11
質疑（水谷毅委員、増永和起委員）	
議案第49号の審査-----	16
質疑（水谷毅委員）	
採決-----	17
閉会の宣告-----	17

民 生 常 任 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和7年6月13日（金） 午前10時 開会
午前11時19分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 福住礼子 副委員長 光好博幸 委員 水谷 毅
委員 増永和起 委員 香川良平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 嶋野浩一郎 副市長 山本和憲
保健福祉部長 谷内田 修 保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子
保健福祉課長 西村公輔 生活支援課長 仲野 誠

1. 説明のため出席した議員

請願紹介議員 藤浦雅彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局副主査 杉本晃司

1. 審査案件

請願第 2号 健都イノベーションパーク（摂津市域）における中学校給食センター
整備に反対する決議書の採択を求める請願
議案第40号 令和7年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分
議案第49号 摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

請願第2号の審査を行います。

健都イノベーションパーク(摂津市域)における中学校給食センター整備に反対する決議書の採択を求める請願です。

まず、請願者から趣旨説明をしていただきます。

説明時間は10分以内で、趣旨説明終了後、委員からの質疑をお受けし、その後、討論、続いて採決を行います。

それでは、趣旨説明について、よろしくお願いいたします。

○請願者A 私は、竹之鼻自治会の請願者Aでございます。令和7年6月2日、摂津市議会議長三好義治氏に請願書を提出いたしました。

案件につきましては、健都イノベーションパーク(摂津市域)における中学校給食センター整備に反対する決議書を採択する件でございます。

それでは、趣旨について説明をいたします。

吹田市が進める中学校給食センターの整備計画において、健都イノベーションパーク、いわゆる旧正雀下水処理場跡地を建設候補地としていることについて、摂津市議会に対し、次の理由をもって決議書の採択を要請致すものでございます。

健都イノベーションパークは、先端技術、産学官民連携を軸とした創造的拠点として、吹田市及び摂津市が企業誘致を行っておられます。

吹田市は、この地ありきで市内の用地取得努力もそこそこに整備計画を進め、第2アライアンス棟と称して、無理に整合性を図ろうとも、給食センターはその趣旨と整合せず、立地の妥当性が問われます。

将来性ある空間を地域の活性化につながる用途ではなく、一面的な機能にとどめることは、公共材の有効活用という観点からも不適切であります。

また、以前に存在した正雀下水処理場は、建設・稼働に際して、周辺住民から強い反対や不安の声が上がり、実際に長期にわたり臭気問題に耐え忍んできました。

こうした歴史的経過を抱える土地であるにもかかわらず、新しく生まれ変わろうとするこの地に再び大規模施設(給食センター)の整備を行うことは、住民感情や地域のまちづくりに対する配慮を欠いております。

給食センターの整備計画に当たって、吹田市は周辺住民及び健都を安住の地として移り住んだ多くの住民への丁寧な説明や、十分な協議を行っていません。

このような拙速に過ぎる計画進行は、地域住民のみならず、摂津市においても、吹田市に対する不信感を増幅させるものでございます。

給食センターの整備計画につきましては、吹田市内に設置すべきであります。また、民設・民営として摂津市との協議を回避し、吹田市の責任の所在をなくす、誠にな責任な方針と言えます。より適切な立地を吹田市内で再検討し、吹田市民との対話の下で慎重にすべきであります。

以上の理由から反対署名 1, 0 8 7 筆を添えて、決議書の採択を求めるものであります。

以上、よろしく御審議賜り、決議書を採択されますことをお願い申し上げます。

以上です。

○福住礼子委員長 請願者B。

○請願者B 私は、竹之鼻自治会の請願者Bです。

健都イノベーションパークの趣旨について御説明申し上げます。

一つ目です。国立循環器病研究センターを中心とし、医療、健康関連の研究機関や企業等が集積する国際級の医療クラスターを形成しています。オープンイノベーションによる健康・医療のまちづくりの実現を目指しています。産学官連携から、地域や市民が必要としている健康、医療に関わる活動の推進を行う目標を掲げています。

二つ目です。健都イノベーションパーク土地利用方針についてです。

ゾーニング案が公開されていますが、まず、健都イノベーションパークの大部分を占めるエリアは、研究開発系機能として公開されています。

吹田市給食センターを建設予定の南側及び東側エリアでは、都市型住居ゾーンに関するエリアについては、閑静な住宅地に接することになるため、オフィスや小型軽量な設備による研究所、大学のサテライトオフィス等に適しているとなっています。

また、全てのエリアに共通するエリアマネジメントの機能として、この地の価値をさらに向上させ、良好な環境保持をすると公開されています。

また、CO₂の排出量を削減する取組として、環境に優しい車両の導入、EVカーシェアリングなど、エリア全体でCO₂の

削減の取組を目指していると、吹田市ホームページに公表されております。

三つ目です。摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の中に、医療・健康創生関連ゾーンに建築してはならない建築物が掲載されております。

この中の一つ目（2）に、「店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1, 0 0 0平方メートルを超えるもの」とあります。

これを例えるならば、大規模レストラン調理場に類する吹田市給食センターで臭気や搬入車の排気臭を摂津市域にまき散らしながら、吹田市域中学校に配送するという、一方的に摂津市民にだけ不利益を被らせることとなります。

二つ目です。（8）に「倉庫業を営む倉庫」も掲載されております。

毎日100回ほどの2トントラックの交通量があり、交通量だけで見れば、倉庫業と同等の増加になります。

よって、竹之鼻自治会は、吹田市給食センター建設の白紙撤回を求めます。

摂津市議会にて決議書を採決されることをお願いいたします。

以上です。

○福住礼子委員長 請願者C。

○請願者C 私は、竹之鼻自治会の請願者Cです。請願に至る経緯について説明を申し上げます。

当自治会が、吹田市給食センター建設を知ったのは、令和7年1月24日、摂津市保健福祉部より摂津市域に位置する吹田市所有地の利用について報告を受けたとき、その主な内容について御説明いたします。

1点目は、吹田市所有地において、吹田市民の中学給食のための調理機能を有した給食センターの建設です。

2点目は、完成は令和10年、食数は1日約1万2,000食、施設の建設から給食調理の運用まで民営・民設方式を考えていることです。

3点目は、懸念すべきことであり、給食センターは健都のコンセプトである健康と医療のまちづくりに合わないことです。安住の地を求めている近隣の住民にとって、給食センターの建設が、不毛の地とならないか不安です。交通量が増え危険になり、臭気もあり、害虫発生のおそれもあります。以上のような説明報告があり、竹之鼻自治会としても懸念しています。

竹之鼻自治会として吹田市に説明を求め、会員各位に報告するとともに説明会の案内をしています。

説明会は3月16日に開催され、吹田市から給食センターの建設について説明を受けました。その場で自治会長から、建設についてどのように考えるかと参加者に問いかけたところ、9割の方々が反対の意思を表明しておりました。

説明会后に、竹之鼻自治会会員の中から、建設に反対する有志が立ち上がり給食センターの建設を反対することを決定しています。

竹之鼻自治会の活動では、建設反対の看板を作成し設置いたしました。また、自治会会員の署名を集め、街頭署名活動を実施しています。

○福住礼子委員長 趣旨説明時間が10分を過ぎましたので終了させていただきます。

趣旨は十分お伝えいただいたと思います。ありがとうございます。

趣旨説明が終わりました。何か質問があればお受けしたいと思います。

水谷委員。

○水谷毅委員 おはようございます。委員の水谷毅でございます。本日は、たくさん関係者の皆さん、地域のためにお越しいただきまして本当にありがとうございます。

今、請願内容について御説明いただきましたが、摂津市の歴史を綴った「摂津市史」という書籍の中で、昭和40年前後の正雀下水処理場が建設されるまでの経緯を拝見させていただきました。

皆さんのほうがよく御存知だと思いますが、最終的には皆さんのお気持ちが十分に反映されずに、正雀下水処理場の建設に至った旨が記されておりました。

こういった歴史的背景、経緯を含めまして、摂津市はもちろん吹田市も皆さんの声を聴いていただいて、できること、また違う方法で対応すること等、しっかり膝を突き合わせて、お話をさせていただきたいということをお願いしております。

摂津市といたしましても、皆さんの建設反対に対するお気持ちを十分に考慮した上で、アクションを起こしていただいていると思いますが、基本的な方針のスタンスについて理事者からお答えいただきますようお願いしたいと思います。

○福住礼子委員長 西村課長。

○西村保健福祉課長 吹田市の事業についての本市の考えについてお答えさせていただきます。

法令上、吹田市の第2アライアンス棟の建設事業を止めることは難しいと聞いております。これまで健都のコンセプトに合った健康・医療のまちづくりを大阪府や吹田市と一緒に進めておりますことから、そ

れに合ったものにするように、きちんと申入れを行い、確認をしておるところです。

また、近隣住民の方の理解を得るためにしっかりと説明をするようにということで、申入れ等を何度も行い、説明会を3月には実施していただいた次第です。

以上です。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 現状やり取りをしている過程もあり、決定的なことは言えないと思うんですけど、今日お越しの請願者の皆さんは、地域の代表であるという気持ちで、課長が矢面に立って頑張ってもらいたいという気持ちでいっぱいではないかと思います。

正雀下水処理場がなくなり、健都イノベーションパークができて本当にいいまちができてきたなという矢先に今回の話があって、本当に地域住民の方は残念な思いでいらっしゃると思います。

何としても地域の皆さんの行動を届けて、最良のものにしていくという気持ちで、理事者の皆さんも取り組んでいただくことを要望して、発言を終わります。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

増永委員。

○増永和起委員 皆さん本当にお疲れさまでございます。日本共産党の増永和起でございます。

日本共産党は、摂津市においても、吹田市においても、本来中学校の給食は、自校調理や親子方式のように小学校で作って運ぶ形でやるべきだということをずっと求めてまいりました。

摂津市でもセンター方式でという方向になってるわけなんですけれども、中学校

給食を早期に実現してほしいという保護者の皆さんの願いがありますので、自校調理や親子方式でないと駄目だというような態度は取ってこなかったのですが、本来は自校調理や親子方式が一番望ましいという思いは変わっておりません。

今、請願者の皆さんのお話をお聞きしていたんですけれども、やはり吹田市の土地とはいえ、摂津市域になりますので、これからどういうものが建って、摂津市民にどんな影響があるのかということは、摂津市にとっても非常に重要な問題だと考えております。

そのときに、吹田市が今この計画を進めているわけですから、吹田市が一体どういう態度で、摂津市の皆さんに、また摂津市に対して対応しているのかっていうのが問われてくると思うんです。先ほど、説明会が1回だけであるとか、文書で回答が返ってきたけれども、内容が納得いくものではないというお話がありました。健都のコンセプトにというお話もございましたけれども、そぐわないと私たちも同意見です。また、民設・民営という問題もあります。

まず、私が質問したいのは、3月16日に説明会が開催されています。また、2024年4月25日には吹田市長から回答があったということですが、皆さんが具体的にどんな問題に対して、どんな思いを持って、説明会で聞けなかったとか、明確な回答が得られなかったと思っておられるのか、具体的な考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。まず1回目の質問です。

○福住礼子委員長 請願者A。

○請願者A まず、1月24日に摂津市保健福祉部から、給食センターの建設があると聞きました。まず、それが最初です。

その最初に聞いた内容の中で心配事は

たくさんありました。やはりその心配事に対して、説明会を開いてもらって、住民各位にお話をして、いろいろ図っていかうということで、住民説明会を3月16日に開催してほしいと、地元から要請をされているということを摂津市からお話をしてもらい、吹田市が説明会を開催することになりました。

その前に一度、吹田市の担当者が、私に面談に来ております。そのときに吹田市主催の説明会の案内状を持ってきたんですが遅いです。私たちはもう既に説明会の案内状を自治会の回覧で回し、したがいまして、吹田市は自ら私たち地元住民に説明をしようとすることを考えてません。それがまず一つ目の考えです。

次に、私どもの地元にある味舌上公民館で吹田市が説明会を開きました。民設・民営であるとか、給食センターの建設はもう決まってることだとか、いろんなことを言っています。

私は、参加者に対して、この説明で納得できましたかということをお伺いしましたら参加者のほとんどが反対でした。賛成の方はおられますかってお伺いしたら賛成の方はいませんでした。

その後、吹田市に質問状を出しております。返答が届いたんですが、一番のポイントだった白紙撤回に対して、吹田市は、何も答えていません。私たちからすると、答えがなくて、美辞麗句のような内容の乏しい内容で回答をしてきましたので、いま一度申入れを行ったところでございます。

これに対しては回答は頂いていません。今、回答待ちだと言ったらきれいな話になりますけれども、回答はしてきていないということでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 説明会も地域の皆さんが吹田市に求めて、それに対して初めてアクションがあったということを今お聞きして、やはり吹田市の対応というのが非常に住民の思いや状況を当初から持っていないと、私もすごく感じました。

私が非常に心配をしておりますのは、今も吹田市は皆さんに対してしっかりとした責任を取る態度ではないということです。健都のコンセプトに合致していないと先ほど御説明がありましたが、私も給食センターというだけでは健都のコンセプトには合わないんじゃないかと考えます。これは摂津市が吹田市と一緒に健都の中で、合同の給食センターを造ろうとしていたときから言っていました。令和4年7月に摂津市と吹田市が中学校給食共同運用検討委員会における検討結果報告書を作成しております。吹田市は将来的な展開として、中学校給食以外の分野での調理や、調理施設の給食調理以外での活用を視野に入れた検討をしているということが言われていました。

今も吹田市は変わっていないようで、令和6年7月31日に、大阪府庁で令和6年度第1回健都クラスター推進協議会が摂津市や吹田市、大阪府、その他、いろいろな機関が参加して開催されています。議題として、今回の第2アライアンス棟（第Ⅰ期）というのがあり、吹田市内の中学校のための給食センターを造る計画だと思うのですが、将来的に中学校給食の提供だけでなく幅広い世代の取組に発展させると発言されています。

民設・民営という問題もございますし、今後の展開ということについて、給食センターだけではなくてくることも、柔軟

な発想でいろんなものができるみたいなこともここに書いてありますし、将来的なことに対しての皆さんの懸念がもしございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子委員長 請願者A。

○請願者A 今おっしゃった内容で、確かに吹田市は民設・民営でやり、幅広い世代の取組に発展させるようなアプローチができる健康寿命延伸のための施設にしていく、あるいは調理機能の中で見学ができる施設というようなことなどを主張されております。

私は、当初の質問事項にも入れたんですけども、そうすれば公の施設に該当しないかということなんですね。公の施設に該当すれば、摂津市に対しての説明であるとか、給食センターを設置するというのであれば議決が必要じゃないかというようなことまで発展すると思います。吹田市は当然そこまで想定した上で建設準備を進めていると思います。先ほどの趣旨説明で申し上げましたが、吹田市は議会を軽視していると思います。やはり摂津市に対して信を問うべきだと、その中身を問うべきだということを私たちは思います。

市に対しても議会に対しても軽視しているのであれば地元に対しても同じであって、吹田市の行いは、疑問に感じますので、今吹田市に対して、2度目の申入れをしています。先ほど言いましたように回答は出ておりません。

議会におかれましても、吹田市に対して真摯に取り組むべきことだということをおっしゃっていただきたい、申し入れていただきたいというのが地元の切なる願いでございます。

やはり、摂津市の行政も住民のためにい

ろいろと活動しておりますので、一緒になって、議会も頑張っていただければという気持ちを持っております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 補足をさせていただきますと思いますが、今吹田市は、プロポーザル方式で事業者を公募をしていますけれども、今言われたような内容も実は公募しています。現在説明ができない内容は、公募内容が決まったら、近隣住民に施せるかということも説明しますという言い方をされています。

当初は給食センターを絶対建設したいということで、健都で展開するために、健都のコンセプトに合わせないと認められないということがあって、後づけのような議論になってると思います。

最終的に一番懸念をしているのは給食センターだけが残ることです。その他のことは民間がやることなので、欠落していつて、最終的には給食センターだけが残ることです。審査が通るように第二アライアンス棟という名前もつけ、その他の事業も実施しますということも言って議論を進めておられます、本質は、給食センターが最終的には残るだろうということが一番懸念をしています。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 いろいろとお答えいただいて、よく分かりました。

今の段階では、吹田市は、給食センターということで考えているし、私も吹田市の議員に聞きましたけれども、給食センター建設で手いっぱい、いろいろなことを附随して行えるような計画が吹田市は立てられていないということです。でも、健都にはコンセプトがあるので、そういうことも

含めた形で公募をする。今、藤浦議員のおっしゃったとおりだと思います。

ですから、現在は、給食センターでスタートしていくと思いますが、皆さんがいろいろと懸念されているような問題が出てきます。この問題に対して吹田市がしっかりと対応を取る態度でないということがあります。さらに、今度は民設・民営ですから、民間企業は、もうけないといけないため、利益を生み出さないといけませんので、給食だけで本当にずっと経営していくのかというと、いろいろなことをやり始め、それを承諾し、公募をします。

いろいろなことをやり始め、問題が発生したときに、一体誰が責任を持つのかと思います。吹田市は自分のところの給食センターとしてお願いはしているけれども、業者がいろいろなことをやり出し何か問題が発生しても、本気で責任を持つ気でやっているのかということは非常に疑問だと思っています。

私たちは摂津市の地域で、住民との関係において、本当に無責任な対応なんじゃないのかなと感じます。

今、目の前の給食センターが、健都のコンセプトに合わせるために、付加価値つけていいようなことを言って募集したことによって被害を被る摂津市民に対して、吹田市は、民間のことだと責任を取らないというようなことがまかり通るのは、非常に問題があると感じます。

皆さんの思いをこれからも聞かせていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○福住礼子委員長　ほかにございませんか。

香川委員。

○香川良平委員　皆さんおはようございます。大阪維新の会の香川良平と申します。

先ほど、各委員から質問がありまして、私も同じ気持ちであります。何より住民の皆さんが反対されてるということが全体的だと思っております。健都のコンセプトに合致しないというのは、私も同感であります。

この請願に対して、賛成の立場で数点を質問させていただきたいと思います。

保健福祉部長にお伺いしたいのですが、お名前を失念しましたが、健都の会議体に、部長が外部有識者で入ってるというふうに認識しています。

給食センターの話があったのかっていうのを確認したいと思います。

給食センターは健都のまちづくりのコンセプトに合っていないという中で、摂津市として、どのような意見を言ったのかという部分を1点確認したいと思います。

○福住礼子委員長　谷内田部長。

○谷内田保健福祉部長　委員のおっしゃっていただいている会議体が、健都クラスター推進協議会であるということでお答えさせていただきたいと思います。

健都クラスター推進協議会については吹田市、本市だけではなく、大阪府、国立循環器病研究センター、厚生労働省も入った健都のまちづくりを推進していくための協議会となっております。

吹田市から今健都の吹田市所有の土地で計画を考えていますという紹介がございました。特に賛成、反対という決が取られるものではございませんでしたので、本市としては、様々な意見がございますので、地域の住民の方に対して、丁寧に説明をしてくださいという意見だけ申し添えて、その会議の中では終結しております。

それ以外にも、吹田市の担当の方と話し合いの場がある中で、地域住民者への説明について、吹田市から前向きなお考えがいただけませんでしたので、粘り強く説明会の開催を要望してきたという状況でございます。

以上です。

○福住礼子委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。理解をいたしました。

もう1点確認したいんですけど、先ほど請願者Bから御紹介のあった地区条例ですが、床面積1,000平方メートルを超える飲食店その他これらに類する用途に供するものは建築できないと書かれています。給食センターがまさに該当すると私も感じています。

この地区条例がある中で、給食センターを吹田市が建設するに当たって、条例との整合性が図れないのではないのかと私は感じています。担当部局の判断というのはどのようなものなのか、お考えをお聞かせください。

○福住礼子委員長 谷内田部長。

○谷内田保健福祉部長 条例の適合性の関係につきましては、所管が建築課、もしくは都市計画課になりますので、これまで建築課や都市計画課と協議する中で聞いてる話をお答えするという事で御理解いただきたいと思います。

吹田市の考えておられる計画が詳細な部分がない中で、まだ適切な判断はできませんけれど、今ある情報の中で判断する限りは、条例に適合しているとは判断はできないのではないかと聞いており、最終的な計画が出てきていない段階では、やはり答えられないと聞いております。

以上です。

○福住礼子委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

しかしながら、吹田市は無理矢理健都のコンセプトに合わせた形で建築確認申請を出してくるのかなと思うんです。そのため最終的には許可を下ろさざるを得ないのかなと思っています。

反対と唱えているだけでは給食センターが建設されると思っています。

住民の建設反対という要望を積極的に言うだけでは給食センターが完成してしまうのではないのかと私は感じています。

飲食店の建設が駄目っていう地区条例がありますが、例えば、あの辺は飲食店や商業施設が大変少ないので、おしゃれなカフェなどの地域に開かれた場所を提供してもらおうと、地域の皆さんに対しても恩恵があると私は思います。

何もなければ本当に吹田市が思うままの給食センターができてしまうと思います。そうならないために、例えば運送業者の交通ルートを指定してもらおうとか、全部反対ではなくて、地域の住民の皆様の要望をしっかりと集約して、最低やってほしい内容を要望する形で持っていったほうが、私はいいのではないのかなと感じています。

その点お考えがあれば、一度お伺いしたいと思います。

○福住礼子委員長 請願者B。

○請願者B 今も吹田市ホームページに土地利用方針が載っておりますけれども、これは都市型居住マンションを建設する前からそれがつくられております。

私の手元に図面があるんですが、給食センターが建てられようとしている旧山田川公園の目の前は、研究・開発系機能2と

なっておりまして、オフィス・大学のサテライト、小型軽量な設備による研究所、コミュニティビジネス等になっております。飲食店等のエリアではございません。

この健都イノベーションパーク全てのエリアにおいて、研究・開発機能1、研究・開発機能2として設定されております。まず、都市型居住エリアを開発するに当たって、このゾーニング案を公開されているものと違うものが目の前に建てられようとしていることに対しておかしいのではないかと考えております。それ以外の用途については考えておりませんし、公開されているものに沿った物が建てられますよう望んでおります。

健都イノベーションパークの趣旨、土地利用、地区条例についても、当てはまるものが建てられるものと考えております。その公開されているものを調べて、都市型居住マンションに何千人もの摂津市民が居住したと考えております。

その居住した後に、公開されているものと違うものを建てるということは、憲法が住民に保障する人権侵害にならないのか危惧しております。

私からは以上です。

○福住礼子委員長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 補足をさせていただきます。

今、吹田市はプロポーザルで事業者の公募をしています。私たちはこれが一つの勝負どころだと思っています。公募が決まって、事業者が決まって、建築確認申請が出てきたら、そのときはまた対応しますけれども、まだそこまで行ってないのでね、何とかこの公募の段階で阻止し、白紙撤回をさせたいと、今反対運動をさせていただいてるところでございます。

摂津市議会で決議案を上げていただき、例えばマスコミに出て、それがプレッシャーになって、公募が不調に終わるということになればいいと考えているところです。

そのときそのときの状況に応じては要望事項も変わってくるので、今はそういうときではないということだと思いますので、よろしくお願いします。

○福住礼子委員長 香川委員。

○香川良平委員 分かりました。藤浦議員がおっしゃるとおりです。私もこれは決議が出て、その時々状況に応じた判断ということで理解しました。

この案件は私自身もしっかりと見守っていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○福住礼子委員長 谷内田部長。

○谷内田保健福祉部長 1点だけ、一言申し上げる機会を頂戴いたします。

先ほど香川委員から建築関係の質問がございましたけれども、現在、健都のコンセプトには合っていないというところがございます。ただし、条例上は、建築関係の基準から考えますと、適合する可能性はあるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

光好委員。

○光好博幸委員 自民党・市民の会の光好博幸と申します。本日はたくさんの方にお集まりいただきまして、お疲れさまでございます。

質問ではございませんけれども、発言だけさせていただきます。我々自民党・市民の会といたしましてもこの問題は、非常に

重く受け止めております。先ほど来から健都のコンセプトが、後づけではないかということの発言もありました。我々自民党・市民の会といたしましても、本来、健都のコンセプトに合ったまちづくりにしっかりとしていかなければならないと考えております。

また、先ほど来から吹田市の対応という御説明もございましたが、我々として、地域住民あるいは自治会としっかりと向き合って、丁寧に説明していただいて意図を酌んでいただきたいと思っている次第でございます。

また、民設・民営になりますと責任の所在というところは難しくなってくると思いますので、吹田市におきましては最後まで責任を持って対応していただきたいと、我々会派としましても考えておる次第でございます。

皆様方の御意見、あるいは切実なる思い、しっかりと受け止めておりますので、以上とさせていただきます。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で質疑を終わります。

それでは、これから討論を行います。

続いて採決を行います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 討論なしと認め、採決します。請願者の方は御退席いただきます。

暫時休憩いたします。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

請願第2号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。よって、本件は採択すべきものと決定しました。

○福住礼子委員長 暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。昨日の本会議に引き続きまして、皆様方にはお忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきましてありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和7年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分の審査のほか、1件となっております。何とぞ慎重審査の上、御可決を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

私はこれで一旦退席いたしますけれども、待機しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福住礼子委員長 挨拶が終わりました。暫時休憩します。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

議案第40号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明は省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、何点か質問させていただきます。

1点目です。8ページになりますけれども、

歳入の案件で生活保護費等負担金があります。これはどちらの案件として反映されているのか、お聞かせいただければ幸いです。

2点目です。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金です。

本市も生活支援課で、生活困窮に直面している市民の皆さんに、日々いろんな施策の提案をしたり、激励をしていただいている旨を拝見しておりますし、本当にありがたく感謝しております。この補助金についての反映先についてお聞かせいただければと思います。

3点目です。歳出になりますけども、12ページの生活保護システム改修委託料です。

390万円は、改修としては割と大きい金額ではないかと思うんですけど、何か制度改正によるものなのかお聞かせいたきたいと思います。

最後に4点目は、同じく12ページの生活保護費です。

物価高騰等に対応されている内容かもわかりませんけども、この内容についてお聞かせいただければと思います。

以上です。

○福住礼子委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 それでは水谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目、生活保護費等負担金の歳入について御説明させていただきます。

これにつきましては、生活保護費の特例加算、経過的加算ということで、令和7年10月から生活扶助基準の改定がございます。この増加見込額といたしまして、93万6,240円を算定しておりますが、民生費国庫負担金の生活保護費等負担金の補助率4分の3で算定し、1,000円

未満も含めた国への当初の負担金の申請額を基に計算し直しまして、70万3,051円の負担金の増額見込みとなるため、70万3,000円の予算で計上させていただきました。

続きまして生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、生活保護システムの改修に関する補助金でございます。生活扶助基準の改定への対応と、後ほど3点目にも触れる国へ報告する調査項目の変更に対する歳出396万円に係る国庫補助協議額により入ってくる198万円でございます。

3点目の生活保護システム改修委託料につきましては、今も申し上げさせていただいたんですけども、生活扶助基準の改定額が220万円でございます。また、国へ報告する調査項目の変更費目として、176万円を計上させていただきまして、合わせて396万円でございます。

最後に、物価高騰に関する御質問でございましたが、扶助費として93万7,000円を計上させていただいております。これにつきましても、生活扶助基準の改定に伴いまして、特例加算と経過的加算の変更がございました。

生活扶助の変更につきましては、まず、令和5年10月から行われてきた特例加算1,000円が、令和7年10月からは1,500円に改定されるとともに、個々の世帯の人数や年齢によって設定されている経過的加算の変更に伴いまして、令和7年10月からの生活保護費の増加見込額として93万7,000円を歳出予算として計上させていただいております。

今回特例加算が変更になりました背景としましては、令和5年10月からの特例加算が臨時的・特例的な対応として措置さ

れておりましたけれども、これまでの臨時的・特例的な対応から一定期間が経過し、その後も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として、消費が緩やかに増加していることも考慮し、世界経済情勢等を総合的に勘案して、2年間臨時的・特例的な措置を実施することとなったものでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。

1点目の歳入の負担金については、特例加算の国庫が4分の3で、これが本市の負担ということで内容がよく理解できました。

2点目の生活困窮の件ですけれども、生活保護基準が改定されるということでもありますけれども、これは単に特例加算だけの話なのか、保護を受けるときの基準が変わったことによって、システムの一部も変えないといけないのか、これについてお尋ねしたいと思います。

3点目のシステム改修料の件については、内容は理解できました。

4点目の生活保護費の特例加算の増額分ということで、1,500円の増額が理解でき、また2年間の措置であるということが容確認できました。

1点だけ、よろしくお願いします。

以上です。

○福住礼子委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 生活扶助の基準改定につきましては、特例加算と、もう一つ経過的加算がございます。

この経過的加算につきましては、世帯人員ごとに定めた経過的加算額の中から当該世帯の年齢区分に対応する加算額を1

人当たりにつき加算するものでありまして、細かく設定されております。これにつきましても今回のシステム改修に盛り込んでおります。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 特例加算と経過的加算があるということで理解ができました。

システム改修のときに様々なトラブルというか、予期せぬことが起こることもあり得ますので、委託先で作業されると思うんですけども、テスト打ちというか、しっかりとシミュレーションをしていただいて、実際の業務に支障がないか確認をしながら運営をしていただくことを要望して質問を終わります。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにございますでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 生活保護費特例加算であるとか、調査項目の変更システム改修等について説明されてきたところですが、特例加算で、1,000円だったものが1,500円に500円アップするという認識を持っていたんですけども、今のお話では、経過加算との均衡を図っていくということで、必ずしも生活保護を受けておられる皆さんが500円アップするわけではないということかなと思います。

一体、どれぐらいの人がアップになり、また下がる人がいるのかについて教えていただきたいと思います。

それと特例加算だけではなくて、国への調査項目が変更になる部分も、システム改修にはあるとのことですが、これについても詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 まず、増永委員の1点目の御質問でございます。特例加算が500円アップするけれども、全員がアップするのではないというところでの御質問でございます。

補足として説明させていただきますと、入院患者とか介護施設に入所されている方につきましては、食費、光熱費等が現物給付されていることを踏まえまして、現行の1,000円加算の維持でございます。

基本的には居宅の方が500円特例加算上乘せの対象になるんですけれども、経過的加算が影響いたしまして、全員が上がるものではないということでございます。

例えばですけれども、居宅で単身の75歳の方は、経過的加算が現在3,220円でございますが、令和7年10月からは500円マイナスの2,720円となります。

またこれまで、経過的加算がゼロ円だった70歳から74歳の居宅で単身の方は、特例加算によって500円の増額となります。

端的に御説明いたしますと、500円以上の経過的加算がある方は500円差し引かれるために、特例加算の増加分とプラスマイナスゼロの方もおられます。

その中で、本市におきまして、どれぐらいの方が増えるのか減るのかっていう点でございますけれども、現在試算したところによりますと、人数換算で言いますと19.5%の方が増える見込みでございます。

なお、もし加算しても下がるということになりましても、現行の保護額を保障するというので、現在におきまして、現状の保護費から下がる方はいないということで認識しております。

続きまして、被保護者のシステムの調査

項目の変更につきましては、月次報告等でございます。これらにつきまして、被保護者の調査入力審査要領のエラーチェックのプログラムであったり、不要なものの削除であったり等の改正を行わせていただきます。

これらは、国への報告等統計処理にも活用させていただくものでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。特例加算が今回できましてと聞いても、今までの分と相殺して、結局実際に上がる人は、19.5%と非常に少ないということがよく分かりました。

これだけの物価高騰、お米は価格が倍になっている状況の中で、本当に生活保護の方々の苦しい生活が、ますます苦しくなっている。現状に対して本当に合わないと思います。

また入院や介護施設としては、特例加算がないというお話だったんですけれども、確かに食費はそこで出るとはいえ、オムツやバスタオル、パジャマとかも持っていくことができず、全部支給という格好になっている中では、その他の経費は、病院や介護施設自身が値段を上げざるを得ないという状況も出てきて対応がなされていないというのも非常に感じました。

やはりこの物価高の中で生活扶助の基準を、しっかり引き上げる、ちゃんと物価高騰に見合うだけの生活保護費をしっかりと出すっていうことが、特例加算で少しだけ手を入れるっていう形ではなくて、全体をしっかりと引き上げるということが非常に重要だと思っております。これは国がやることですが、現状を一番分かっているのは、市町村ですので、摂津市からもしっかりと

声を上げていっていただきたいと思います。
この件に関しては要望いたします。

今まで、いのちのとりで裁判が行われてきて、安倍政権時代に1回目の引下げについても違法だという判決が次々と今出てきて、高裁の中でも違法だという判決が出ているというような状況です。この基準そのものが生活保護の基準として、憲法で保障されている基準ではないとされており、それよりも引き下げられてるんだという判決が出ている中で、さらにこの物価高騰ですから、ぜひ強く要望していただきたいと思います。

調査項目のことについては、より正確な数字を出すためのシステム改修ということで理解をしてよろしいでしょうか。

○福住礼子委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 その通りです。

○増永和起委員 分かりました。

それと、非常に大変な生活保護の暮らしの中でね、貯蓄って言ってもそんなにできない状況の中で、今エアコンが必需品だと言われています。夏の酷暑がこれからやって来ます。テレビ報道でもクーラーをつけてくださいってわざわざ言うぐらい熱中症は家でもなるくらい命に関わる危険な暑さです。外出をしないようにすることや、家の中でもクーラーつけてくださいとかいうことになります。

このクーラーについてですが、生活保護の場合は、一体どのように設置をするのか、また壊れるって場合がありますよね。こういうことについて、どのようなルールになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 エアコンの設置についてお答えいたします。

基本的には新規の方で現在エアコンがない方につきましては、申請がありましたら、家庭訪問等で確認させていただいて、設置について基準内で検討させていただこうと思っております。

なお、既にエアコンがある方やもしくは壊れた方につきましては、今の国の基準におきましては、日々の保護費でやりくりをしていただく、もしくは社会福祉協議会の貸付けを御利用いただくなど、直接的な補助という形では対応できていない状況でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 本当に大変な物価高の中で、貯蓄をするように言われたってできないと、食べていくのも精いっぱいだと、3食食べてない、2食にするとか、いろいろなお話を聴いてるんですね。

エアコンが壊れた時のために、貯蓄しといてくださいっていうのは、本当に実態を分かっていません。それでいいのかということが本当に問われる問題というふうに思っています。

摂津市の基準ではもちろんなく、国が決めているんですけど、摂津市は、今ない方には設置っておっしゃいましたが、ずっとエアコンがない方については、生活保護を受けてからずっとエアコンがない方については設置はできないということです。引っ越したところでないとか、新しく生活保護を受けた方がないとかいう場合は、お金は僅かですけれども、その費用ではちょっと工事は難しいという金額ですけれども、出るというふうに認識をしています。

この暑さの中で、やはり命を守る対策として、クーラーの利用は当然のことだと思います。壊れたら壊れたものを直す費用やクーラーがないという人には、どんな人で

も設置ができる費用を出すのが当然だということを国に対して、強く要望していただきたい。

それと同時に、他市では、生活保護の方、または非課税の方、その中に生活保護の方も含めて、御高齢の方とかね、いろんな基準を設けて、エアコンについて、または電気代について補助を出している自治体もございます。この大変な物価高騰の中、また酷暑が、これから襲ってくる中、ぜひ摂津市としても、そういうこともやっていただきたいということを最後に要望しまして、私の質問を終わります。

○福住礼子委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子委員長 以上で終わります。

暫時休憩します。

（午前 11 時 10 分 休憩）

（午前 11 時 11 分 再開）

○福住礼子委員長 再開します。

議案第 49 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問させていただきます。

この条例の本文だけ見ますと、条項の整理のような内容なんですが実際の原文がないと分かりにくいところもあると思いますので、摂津市立ふれあいの里条例第 5 条を読み上げます。

「摂津市立ひびきはばたき園は、次に掲げる事業を行う。（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項の規定による指定を受けて行う法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する事業同条第 12 項に規定する自立訓練に関する事業」続いて、今回

議案として出ている内容になりますが、「同条第 13 項に規定する就労移行支援に関する事業及び同第 14 項に規定する就労継続支援に関する事業」というところで、内容について改めて説明をお願いいたします。

以上です。

○福住礼子委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 そうしましたら、水谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

摂津市立ふれあいの里条例の第 5 条にひびきはばたき園が実施している事業を規定しているんですが、その第 13 項に法改正がありまして、就労選択支援事業というのが新たに入りました。

そのことから項ずれが起きまして、第 13 項を第 14 項、第 14 項を第 15 項に改めてさせていただいているものであります。

以上です。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 第 13 項で就労選択支援事業というのが追加されましたが、具体的に今までの就労選択支援事業との違いについて説明をお願いします。

○福住礼子委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 そうしましたら、就労選択支援事業の目的等についてお答えさせていただきます。

まず就労選択支援は、障害者本人が就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みとか課題を明らかにして、就労に当たって必要な支援や配慮を整理するという事業になります。

具体的には、就労アセスメントの方法を活用して、本人と協同の上、本人への情報提供を行っていき、本人の希望であるとか

就労能力とか、適性に合った選択を支援する事業となっております。

就労継続支援を利用して、能力が向上した人に対して、例えばA型に行かれた方、B型に行かれた方というのは能力がアップしても、一般就労であるとか、B型からA型に移行するということがなかなかできず、そのまま同じところで就労されるということが課題として上がってきていたが、その就労のステップへ進む選択のサポートをするというような事業になっております。

以上です。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 御丁寧にありがとうございました。本人の希望や適性に応じて、就労支援できる形を取っていくということと理解できました。

今も同じように、各々に応じていろいろ考え、どういうところに就労するのがいいのかやっていたらと思います。

ある方にお聞きしたのでは、例えばAやBという事業所があったとします。AとBのステップが大き過ぎて、大丈夫だろうと思って違う就労先へ行ったら、思った以上に、今までやっていたことよりも要求されることも多くなってしんどくなったというところもあります。

そういう意味で、こういう条例には、記載しにくい部分で現場の取組があるとは思いますが、当事者や事業所、また就労を支える方にとって、どういう方式がいいのか、現場に入って進めていただくことを要望して終わります。

○福住礼子委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で質疑を終わります。

ます。

暫時休憩します。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第40号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第49号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前11時19分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 福住 礼子

民生常任委員 増永 和起